## 国民年金受給権者支給停止事由該当届

(20歳前障害による障害基礎年金・裁定替障害・遺族 基礎年金受給権者が下記の③に該当したときの届)

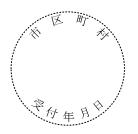
51	*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。										
	人番号 (または基礎年金 号) および年金コード		個人番号(または基						年金コード		
② 生	É	丰	月	日	明 · 大 1 · 3	· 昭 · 5	F 令 7 9	年	月	日	
③ 停	ア. 政令で定める年金給付をうけるようになった										
④ 上	記③の事	由が発	き生したな	年月日 昭和 ・ 平成 ・ 令和				年	月	月 日	
	停止年月日			事由	手作業表示		調	整	額		
*	年		月	日 57 · · · · · · · · · · · · · · · ·		$\Theta$					
時効 区分											
令和 年 月 日 提出											
ž	受給権者	住 (カタカ 氏 自	更番号 [][ 所 ナでフリガナ) 名 名 の 話番号	(	) - (	) -	. (	)			

## 記入上の注意

- 1. ※印欄には、記入しないでください。
- 2. ②欄の元号は、該当する文字を○で囲んでください。生年月日は、たとえば、大正15年3月2日生まれの場合は、

明	( <del>t</del> )	昭	平	令	1	年	0	月	0	目 2	
1	3	5	7	9		Э	U	J	0	2	()

のようにご記入ください。







3. ③のアの政令で定める年金給付とは次に掲げる制度の年金たる給付をいいます。

1. 恩 給

2. 地方公務員の退職年金に関する条例

3. 日本製鉄八幡共済組合

4. 執行官

5. 旧令による共済組合等

6. 国会議員互助年金

7. 地方議会議員共済会

8. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

9. 未帰還者留守家族手当等援護法

10. 労働者災害補償保険

11. 船員保険(旧船員保険法によるものを除く)

12. 国家公務員災害補償

13. 地方公務員災害補償

14. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

4. 裁定替障害・遺族基礎年金の受給権者にあっては、前期3に掲げる制度の年金たる給付の他、次の制度の年金たる給付を含みます。

1. 旧厚生年金保険

2. 旧船員保険

3. 旧国家公務員等共済組合

4. 旧地方公務員等共済組合

5. 旧私立学校教職員共済組合

6. 旧農林漁業団体職員共済組合

- 5. 刑務所、少年院等の施設に入所したときは、「ウ. その他」の() 内に施設の名称をご記入ください。
- 6. 黒インクのボールペンで記入してください。

## この届書に添えなければならない書類

受けとることとなった政令で定める年金給付の額等を明らかにすることができる年金証書の写し等(労働者災害補償保険及び地方公務員災害補償の年金証書の写し等については、個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、添付を省略することができます。)

## 【個人番号(マイナンバー)を記入した場合の添付書類について】

受給権者のマイナンバーを記入した場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ① マイナンバーが確認できる書類:個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
- ② 身元 (実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
  - ※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
  - ※2 上記以外の②身元 (実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。